

平成 22 年 12 月 1 日

「反社会的勢力ではないことの表明・確約」にかかるお願いについて

石巻商工信用組合は、平成 19 年 6 月に政府より公表されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にもとづき、預金口座等の開設にあたっては、お客様に、「反社会的勢力ではないことの表明・確約」をお願いすることとしております。これに伴い、「反社会的勢力ではないことの表明・確約」をご確認いただき、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に、ご署名、ご捺印等をお願いいたしております。

お客様には、お手数をお掛けすることもございますが、今後も当組合では、反社会的勢力との関係遮断に努めてまいりますので何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

「反社会的勢力ではないことの表明・確約」

私（本預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の 1. の各号のいずれかに該当し、もしくは 2. の各号のいずれかに該当する行為をし、または 1. にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金口座が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

1. 貴組合との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) その他、前各号に準ずる者

2. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為